

マル適マーク「CMS」が「安心・安全」の業界標準に！

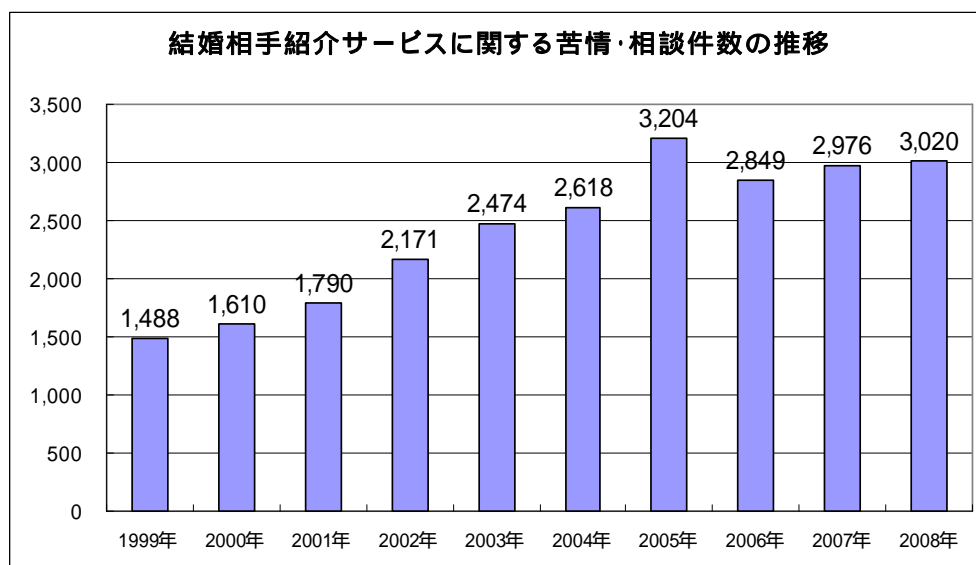
結婚相談所を利用して「婚活」をしようとする人々が、「安心」して利用できる「安全」な結婚相談所を選ぶ基準、マル適マーク「CMS」。

JLCAでは、昨年より審査をスタートし、全国36都道府県の176の事業所にマークを発行しました。

～ 高止まりする結婚相談所に対する不安感～

結婚相談所に関する苦情・相談件数は、依然として3,000件前後で高止まりしています。

空前の婚活ブームの中で、今、最も必要とされているのは、「どの結婚相談所であれば安心して活動できるのか」ということを、結婚相談所を利用して婚活をしようとしている人々に理解してもらうための仕組みです。



出典：国民生活センター

そのために、JLCAでは、審査の専門家や有識者といった第三者が、HPの表示や契約書類等をチェックするだけでなく、実際に皆さんの結婚相談所に伺って、サービス内容や個人情報の管理・保管状況を審査しています。

このような厳しい審査に合格した結婚相談所のみが、「結婚相談・結婚情報の信頼の証」であるマル適マーク「CMS」を取得することができるのです。



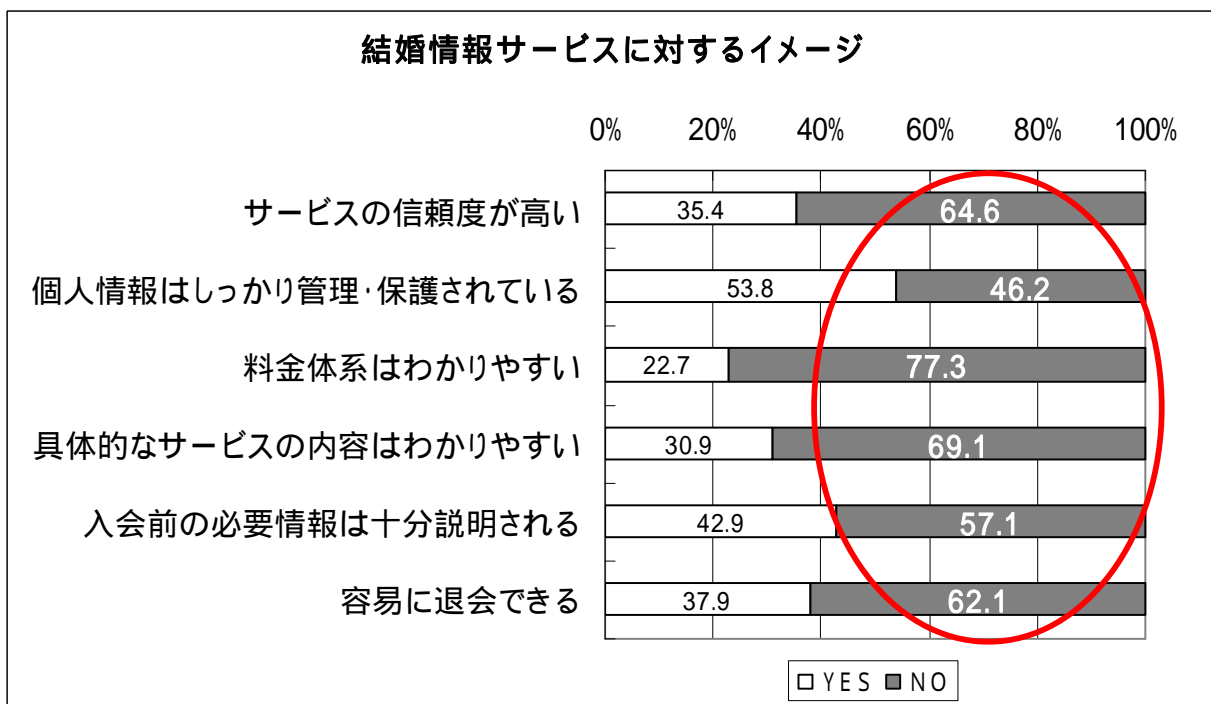
結婚相手紹介サービス業マル適マーク

～いよいよ消費者庁が設立へ～

では、一般の人たちは結婚相談所のどのような点に不安を感じているのでしょうか。

経済産業省の調査によると

- ・「料金やサービスの内容がわかりにくい」
- ・「個人情報の管理に不安がある」
- ・「途中で辞めたくなくても辞められないのではないか」
- …このような不安を強く持っていることがわかっています。



出典：経済産業省

経済産業省だけでなく、今年の秋には消費者庁という新しい行政機関が設立することが決定し、国を挙げての消費者対策が本格化します。

JLCAのマル適マーク「CMS」はこのような政府の動きも織り込んで、あくまで、「お客様目線」の審査を実施することで、ハイレベル・ハイスタンダードを目指しています。

しかし、従来のマル適マーク「CMS」は、審査内容が厳しく高額な審査費用が必要であったために、実際に結婚相談所の皆さんが審査に合格するのは大変難しく、マークを取得できる相談所の数も限られてしまいました。

そこで、JLCAでは、消費者の皆さんが結婚相談所に対して特に不安に思っている6つの点のみを審査することにより、審査費用を抑えた新しいマル適マーク「CMS」をスタートすることにいたしました。

～ 新しいマル適マーク「CMS」～

今回新しくスタートするマル適マーク「CMS」は、お客様への信頼はそのまま、経済産業省のガイドラインの遵守状況を、よりリーズナブルに審査させていただく内容になっています。

1. 簡単な書類の提出のみで審査を申請できます

別紙の「申込書」をFAX / 郵送でJLCAにお送りいただくだけで審査がスタートします。

2. 実地審査と専門家によるアドバイス

実地審査では審査員が様々な確認をさせていただきますが、もし審査基準を満たしていない場合でも、より良くする方法について丁寧にアドバイスさせていただきます。しかも再審査料は無料です。

3. 安価な費用でマル適マークCMSを取得可能です。

審査手続を重要なポイントに絞り込むことで大幅なコストダウンを実現いたしました。「消費者へのPRにマル適マークが欲しいけど、審査費用が、、、」という相談所の皆さん、これを機会にぜひご検討ください。



結婚相手紹介サービス業マル適マーク

| | CMSマーク(A) | CMSマーク(B) |
|------|--------------------|------------------|
| 申請費用 | 21,000円 | |
| 審査費用 | 136,500円 | 63,000円 |
| 認証費用 | 8,400円 (月額・3年間) | 875円 (月額・2年間) |

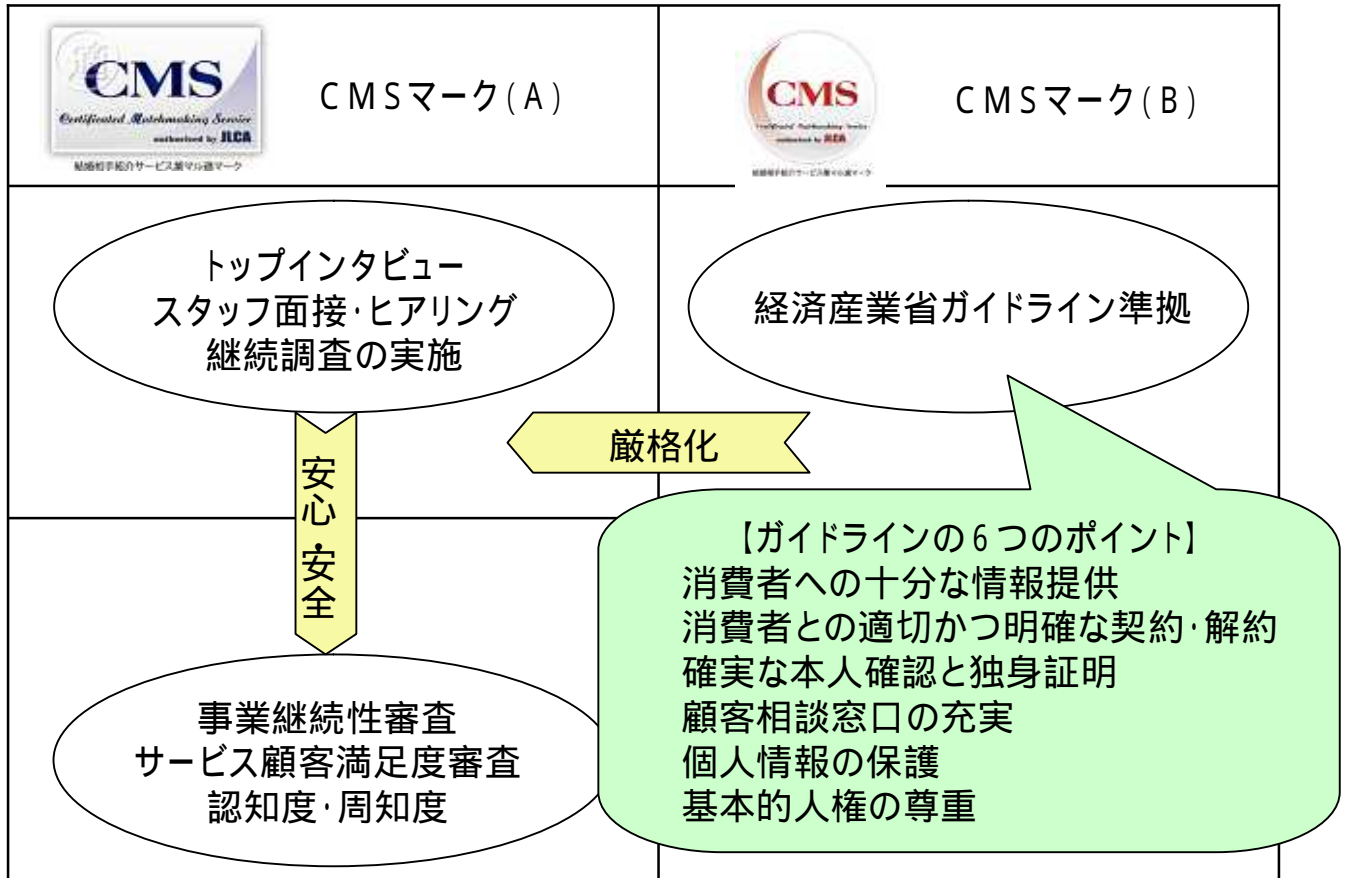
【CMSマーク(B)審査のポイント】

- HPや契約書にサービス内容や料金が明記されていますか。
- 会員との契約には法律準拠の契約書を利用していますか。
- 本人確認と独身証明書の利用は大丈夫ですか。
- 会員からの相談にはちゃんと対応していますか。
- 会員の個人情報の管理は大丈夫ですか。
- HP等の人権を侵害するような表現はありませんか。

～ 相談所をPRのための2種類のマーク～

従来のCMSマーク(A)は、経営実態や経営内容、事業継続性、顧客満足度にまで踏み込んだ難易度の高いもので、消費者の皆さんにより強い安心感を持っていただくことができます。

新しいCMSマーク(B)は、お客様への信頼はそのまま、経済産業省のガイドラインに準拠した運営がなされているかという点を中心に審査をします。



JLCAについて

JLCAの理事メンバーは、ライフデザインに関する高度な専門知識を有すると共に、政府主催の審議会・研究会にて委員を務めるなど、多方面で活躍しています。

【主要メンバー】

- 理事長 原口 博光(元経済産業省サービス政策課係長)
- 理事 板本 洋子((財)日本青年館結婚相談所専門相談員)
- 理事 竹本 英高((株)リクルート「セクシー」元編集長)
- 理事 寺村 信行(中京大学大学院客員教授)
- 理事 野田 兼義((社)日本ブライダル事業振興協会専務理事)
- 理事 山田 昌弘(中央大学文学部教授)
- アドバイザー 佐藤 博樹(東京大学社会科学研究所教授)
- 広報 白河 桃子(少子化ジャーナリスト)

特定非営利活動法人
日本ライフデザインカウンセラー協会殿



年 月 日

事業所認証申込書

結婚相手紹介サービス業認証制度運用規程第6条に基づき「事業所認証」を受けることを希望します。

1. 申請者

| | |
|--------------|----------------|
| 事業者名 | |
| 代表者名 | 印 |
| 住所 | (〒) |
| 電話番号 / F A X | 電話番号 : F A X : |
| 責任者 / 担当者 | |
| 担当者連絡先 | |
| 加盟団体等 () | |

業界団体等に加盟し、当該団体等を通じて一括で申請をする場合には、当該団体等の名称を記してください。

2. 申請事業所

| | |
|--------------|------|
| 事業所の名称 | |
| 所在地 | (〒) |
| 責任者 / 担当者 | |
| 電話番号 / F A X | |
| 従業員数 | |

その他申請事業所数 : 件

申請事業所が複数ある場合は、主たる事業所の概要を上記に記した上で、その他の事業所の概要(事業所の名称、所在地、責任者 / 担当者、電話番号 / F A X、従業員数)については別添してください(様式自由)。また、申請を行う事業所の関係がわかる組織図も添付してください。

送付先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄鋼ビル2F
特定非営利活動法人 日本ライフデザインカウンセラー協会 宛
又は

F A X : 03 - 5224 - 3777